平成２９年（フ）第３９５５号
埼玉県さいたま市南区大字太田窪1964―１
第１星野ビル303
債務者　佐藤　　光
１　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村田　彰子
４　破産債権の届出期間　平成29年７月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年９月１日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９６３号
東京都国立市谷保3140―３―503
債務者　平井　洋一
１　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　末次　茂雄
４　破産債権の届出期間　平成29年７月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年９月１日午前11時
６　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９８６号
千葉県我孫子市新木野３丁目29―６
債務者　横山　峰子
１　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森下真佐哉
４　破産債権の届出期間　平成29年７月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年９月１日午後２時
６　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４０２９号
東京都板橋区前野町２丁目20―１
債務者　久保　典史
１　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石橋　有悟
４　破産債権の届出期間　平成29年７月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年９月１日午前11時
６　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４０号
川崎市幸区東小倉22番７号
債務者　深津　雄二
１　決定年月日時　平成29年６月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　増田　　尚
４　破産債権の届出期間　平成29年７月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年９月６日午後１時15分
６　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２３２号
相模原市中央区相模原３丁目５番７―1103号
債務者　南保　祐心
１　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今西　隆彦
４　破産債権の届出期間　平成29年７月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年９月５日午後４時30分
６　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５３７号
札幌市南区藤野２条６丁目６番20号
債務者　及川　　繁
１　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５４４号
札幌市白石区平和通７丁目南５―１　勤医協介護老人保健施設柏ヶ丘、住民票上の住所札幌市東区北７条東７丁目12番地11　道営住宅光星第４団地Ａ棟201
債務者　田代　彌生
１　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６４５号
札幌市北区あいの里４条５丁目８番25号
債務者　島　　健二
１　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７６０号
札幌市西区発寒11条１丁目６番10―201号
債務者　大髙　成海
１　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７６６号
札幌市豊平区月寒東５条19丁目１番20号
パークハイツ103号
債務者　長澤　信藏
１　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７８１号
札幌市北区篠路町上篠路109番地96　サンヒルズゆりがはら102号
債務者　岡﨑　明美
１　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７８８号
札幌市北区北23条西９丁目１番36号　レオパレス21北24条第７―107号
債務者　髙橋ゆき子
１　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７９５号
札幌市南区澄川６条６丁目９番８―104号
債務者　三浦好三こと　金　　鐘好
１　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８２２号
札幌市南区澄川４条２丁目10番１―211号
債務者　東　　寛
１　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８４９号
札幌市厚別区もみじ台北３丁目１番８―401号
債務者　仙石　佳江
１　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部